

「男女共同参画」(ジェンダー平等) 推進の意義

—「個人としての尊重」と「多様性の尊重」をめざして—

十文字学園女子大学教員

片居木 英人 (かたいぎ ひでと)

2024年5月7日(火)

はじめに

- ・簡単な自己紹介(憲法・人権・社会福祉〔女性福祉〕)
- ・研究運動テーマ「売春防止法と婦人保護事業(現: 困難女性支援法と女性支援事業)の現代的展開のあり方の探究」
- ・性売買問題—「性(セクシュアリティ)は人権であること」の定着と伸長をめざして

1 日本国憲法の人権理念を基軸として

①憲法13条「個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重」

→「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

→生命ある「個別性」と「多様性」の尊重、自己決定権の尊重

②憲法14条「法の下での平等」(平等権、不当な差別的取扱いを受けないこと)

→「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

→13条の次に「法の下での平等」条項が置かれている点に注目

→〈社会的関係における差別〉の否定の今日的重要性

…公共圏を超えて「親密圏」にまでの拡張

…DV、虐待、ハラスメント、異質性排除(攻撃)への人権・権利視点として

2 「平等・発展・平和」の今日的展開の必要性…SDGsをはるかに先行して

①1975年「国際女性年」

②1976～1985年「国連女性の10年」

③「平等なくして発展・平和なし」「発展なくして平等・平和なし」「平和なくして平等・発展なし」

→三者は密接不可分—「三位一体」であり、**男女共同参画推進(ジェンダー平等)にとって中核となる普遍的な人権価値**

④「平等への権利」

→「いかなる種類の差別もなしに」が基本→「完全参加と平等」

…国際障害者年(1981年)と、続く国連・障害者の10年(1983～1992年)のスローガン

…「国際障害者年行動計画」（1979年、国連総会採択）一節：「…ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱く脆い社会なのである。」

…閉じられた社会－「排除する社会」－の脆弱性を端的に表現するもの

⑤「発展への権利」

→「発展の権利に関する宣言」（国連総会採択 1986年）が重要

…同宣言前文一節：「…発展とは、人民全体及びすべての個人が、発展とそれをもたらす諸利益の公正な分配に、積極的かつ自由に、また有意義に参加することを基礎として、彼らの福祉の絶えざる増進を目指す包括的な経済的、社会的、文化的及び政治的過程である…」

…「完全参加と平等」につながるもの

⑥「平和への権利」（平和的生存権）

→日本国憲法前文（…全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利…）、憲法 13 条（個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重）、憲法 9 条（戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認）等を柱として構成することが可能

→「平和の文化に関する宣言」（国連総会決議 1999年）

…「平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と協力の精神で解決される。積極的で力強い参加の過程をふくむものであることを認識し…」と謳う

…同宣言 1 条：「**教育や対話、協力を通して生命を尊重し暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること**」「すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その推進をすること」「発展の権利を尊重し、その促進をすること」と規定

（宣言の日本語訳；平和の文化をきづく会）

…「国際平和の文化年」（2000年）と、続く「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際 10 年」（2001～2010年）として展開

3 「男女共同参画推進の根拠法」としての**男女共同参画社会基本法**

①男女共同参画法制の基幹体系

→日本国憲法－「**女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**」（女性差別撤廃条約：1979年国連総会採択・1985年日本発効）－男女共同参画社会基本法（1999年）－東京都男女平等参画基本条例（2000年）－練馬区男女共同参画計画という人権保障法体系である。

②男女共同参画社会基本法（1999年6月23日公布、同日施行）の要点

1) **男女共同参画社会の形成**（同法 2 条 1 号）「男女共同参画社会の形成 男女が、社会

の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」

- 2) **男女の人権の尊重**（同法 3 条）「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」
- 3) **社会における制度又は慣行についての配慮**（同法 4 条）「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、**社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする**ように配慮されなければならない。」
- 4) **国の責務**（同法 8 条）「国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」
- 5) **地方公共団体の責務**（同法 9 条）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
- 6) **国民の責務**（同法 10 条）「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」

4 ジェンダー平等推進の意味と方向性

①男女共同参画推進（ジェンダー平等推進）の意味

→「**すべての人が、性別による固定的な役割分担等に縛られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくことができる社会**」をめざして

→SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標の達成を大きく視野に入れながら

②「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」（略称「**困難女性支援法**」：2022 年 5 月成立、2024 年 4 月施行）の意義

→同法は、「男女共同参画法体制に女性福祉の増進としての意味内容をもって位置づけられる法」と考えられる

③「孤独・孤立対策推進法」（2023年5月成立、同年6月施行）

→国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの

※同法2条（基本理念）

孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。
- 2 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。
- 3 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

④「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会」「性の多様性が尊重される社会」づくり推進の必要性と重要性

- 1) 2022年6月：「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（**AV出演被害防止・救済法**）の成立・施行
- 2) 2023年6月：「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（**不同意性交罪、不同意わいせつ罪、性交同意年齢の13歳から16歳へ引き上げ等への法改正**）、及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（**性的姿態撮影等処罰法**）の成立・同7月施行
- 3) 2023年10月25日、最高裁判所は「**性同一性障害特例法**」に定める戸籍上の性別の変更に関する要件のうち、「**生殖不能要件**」（**生殖腺<卵巣や精巣>がないか、その機能を永続的に欠く**）について、「**違憲であり無効**」とする決定を出した

5 基本的人権としての「**性的人格権**」の定立をめざして一わりに代えて

→性的人格権とは

人間の、個人としての性的尊厳に基づく性的自由（強制、脅迫、恐怖からの自由）

や性的自己決定（自立、自律、自治への自由）を基本性質として、本人の望まない一切の暴力性を排除していく自由権、ジェンダーとしてだけではない、生物学的性別のあり方・性自認・性的指向による違いを理由とする差別的取扱いの是正をめざしていく平等権、多様性の尊重という視点から積極的で多面的な施策を要求していく社会権、これらの権利を集合させた、セクシュアリティという人格価値についての、個人にとっての、固有の権利…（片居木による定義）

【参考文献】（刊行年の新しい順）

- ・戒能民江・堀千鶴子編著『困難を抱える女性を支える Q&A 女性支援法をどう活かすか』解放出版社、2024
- ・堀内かおる『10代のうちに考えておきたいジェンダーの話』岩波ジュニア新書、岩波書店、2023
- ・片居木英人『現代社会と人権－「共生」を考えるための15講－』法律情報出版、2021
- ・山下泰子・矢澤澄子監修／国際女性の地位協会編『男女平等はどこまで進んだか 女性差別撤廃条約から考える』岩波ジュニア新書、岩波書店、2018